

条例制定
全員賛成で可決

誰もが利用できる
介護予防の拠点へ
市立介護予防センター条例

全ての世代を対象とした地域包括支援体制を構築し、介護予防と福祉の増進が図られます。

問 センターで展開される業務の内容は。

答 医師、大学教授による市民講座や専門職による認知症予防講座、ふじみんぴんしゃん体操や栄養改善教室の開催、オンラインカフェや認知症サポーターの養成などを計画している。

また、多世代の交流促進としてシルバー食堂や子どもと一緒に活動できる食堂、保育園学校との交流事業などを考えている。

問 事業の周知方法については。



霞ヶ丘にオープンする市立介護予防センター

答 市報、ホームページ、団体への案内、フェイスブックを活用し、情報発信をしている。

条例改正
賛成多数で可決

みんなにやさしい
スポーツ施設へ
市立スポーツセンター
条例の一部改正

総合体育館に隣接する弓道場及びテニスコートが新たに整備され、利用の拡大が図られます。

問 市民サービスは、どのように向上するのか。

答 テニスコートは砂入り人工芝コートになり、雨の日の翌日も利用可能となったことから利便性や管理面も向上する。

また弓道場については、5人立ちの近的から1人立ちの射場も増え、その他障がい者にも優しい施設となり、利便性の向上が図られると考えている。

問 テニスコート、弓道場の料金と利用時間変更の理由は。



弓道場建設工事完成イメージ

答 利用料金については、利用者からの時間帯拡大の意見など、総合的に検証し設定した。

請 願
賛成少数で不採択

市道の総点検をし、改修工事を求める請願

請願は、市道の総点検・改修計画の策定・危険な箇所の速やかな修繕を求めたものです。

審議の結果、賛成少数で不採択となりました。賛成意見は、「市民の安全・安心を守るのは、行政の責務であり、議会も後押しをすべきだ」というのものでした。一方で反対意見は、「請願にある内容は、行政が既に実施していることであり、請願を採択する理由がない」というのものでした。